

あんしん共済

専門的・家内労働者や個人事業主の皆様が、予期しない病気やケガで働けなくなったときの「生活の安定」を目的に、(公財)東京都中小企業振興公社が事業の運営を行っています。

特徴

- 休業時の生活保障を主な目的とした共済制度です。
通院や自宅療養の場合も入院と同額の共済金が受け取れるという、他に例のない制度です。
- 仕事に関係しない病気やケガでも給付の対象となります。
- 1日目から共済金が給付されます。
病気やケガによる入院・通院・自宅療養で、終日休業しなくてはならない日が連続して6日以上続いた場合に初日分から共済金をお支払いします。
※連続した就労不能状態が5日以内の場合は共済金給付の対象になりません。
- 診察なしで加入申込みができます。
健康についての告知のみで、医師等による診察の必要はありません。

加入できる方

15歳から75歳までの、健康で現在働いている方で、次の方が加入できます。

- ① 都内在住又は在勤の専門的・家内労働者とその家族従業者
- ② 従業員4人以下の製造業又は製造小売業を営む
都内在住又は在勤の個人事業主とその家族従業者

※ただし、75歳までに加入し、継続したい方は80歳まで継続して加入できます。

		A型				B型			
給付	共済金 (病気やケガで連続して6日以上働けなくなったとき、初日に遡ってお支払い)	1日3,000円 (1年間 最高54万円)				1日5,000円 (1年間 最高90万円)			
	見舞金(死亡されたとき)	18万円				30万円			
掛金	年齢区分	15～64歳		65～80歳		15～64歳		65～80歳	
	男女区分	男	女	男	女	男	女	男	女
	月払い(円)	1,800	1,600	2,800	2,600	2,800	2,400	4,500	4,000
	半年払い(円)	10,350	9,200	16,100	14,950	16,100	13,800	25,875	23,000
	一括払い(円)	19,800	17,600	30,800	28,600	30,800	26,400	49,500	44,000

問い合わせ先

(公財)
東京都中小企業振興公社

〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局 秋葉原庁舎



フリーダイヤル

(ハイローキョウサイ)

0120-816093